

税理士法人 鳩合同会計事務所

所長 飯塚 敏勝 / 副所長 藤田 和久
神戸市中央区北長狭通4丁目4-18
富士信ビル 3階 ●近畿税理士会所属

☎078-391-1911

高見税務会計事務所

代表税理士 高見 悟
神戸市灘区深田町4-1-1 ウェルブ六甲道2番街3階
(JR「六甲道」駅南スグ) ●近畿税理士会所属

☎078-821-6433

税理士法人 森田事務所

代表税理士 森田 茂伸
神戸市中央区加納町4-4-17
ニッセイ三宮ビル6階 ●近畿税理士会所属

☎078-393-2887

税理士法人 宮本事務所

代表税理士 水田 裕子
神戸市中央区二宮町4丁目4番1号 ●近畿税理士会所属

☎078-242-7143

知って得する 税の寺子屋

Q 今年からふるさと納税を始めようと思えます。何か注意点はありますか？

A ふるさと納税とは、都道府県・市区町村に対する寄付です。ふるさと納税をした場合、寄付額の2千円を超える部分について、所得税や住民税から原則として全額が控除されます。注意点として主に次の3点が考えられます。

1 点目は控除を受けるための手続きが必要です。原則的には確定申告をします。ふるさと納税は税金から控除される制度の為、その方の税金の額に応じて控除できる上限金額が異なります。全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安は、「総務省ふるさと納税ポータルサイト」に年収と家族構成別の表等があり参考

告をする必要があります。1年間5自治体までの寄付であれば確定申告をせずにふるさと納税を受けられるワンストップ特例制度を利用できます。確定申告をした場合はその年の所得税と翌年の住民税から控除され、ワンストップ特例制度を利用する場合は翌年の住民税のみから控除されますが、控除金額に違いはありません。2 点目は控除額に上限がある事です。ふるさと納税は税金から控除される制度の為、その方の税金の額に応じて控除できる上限金額が異なります。全額控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安は、「総務省ふるさと納税ポータルサイト」に年収と家族構成別の表等があり参考

にする事が出来ます。3 点目は返礼品も税金の対象となる事です。ふるさと納税をするとその地方公共団体から謝礼として特産品等の返礼品を受けることが出来ますが、その受け取った返礼品の経済的利益は所得税法の一所得に該当します。なお一時所得は年間50万円の特別控除額を超えた金額の1/2が課税されます。



鳩合同会計事務所
藤田 和久 氏
(近畿税理士会所属)

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できるように、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも日頃から密接に連携しており、いわゆる「ワンストップサービス」を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医療等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型の対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。